

その他の事業者支援制度

実施主体	事業名	概要	問合せ
町	飲食店等事業継続支援金	3月から6月までの間のいずれかの月の売上額が、前年同月と比べて減少した事業者、減少率により 10万円または20万円(従業員1人につき3万円を加算) を支給します。また、該当になる方は、申請した月の使用分から12月使用(1月請求)分までの上下水道料金の基本料金を減免申請することができます。▶申請期限 8月31日(月)	静内庁舎まちづくり推進課 ☎49-0293 (直通)
町	利子補給制度	運転資金の返済にかかる利子補給制度として、 借入額300万円、年利1.0%まで を上限に借入日から3年間分までの利子を補給します。	静内庁舎まちづくり推進課 ☎49-0293 (直通)
道	経営持続化臨時特別支援金	5月19日から5月31日(休業要請などの期間が短縮された施設は、その日)までの間、北海道が要請した休業などに協力した事業者 に10万円または5万円 を支給します。 ▶申請期限 休業状況などにより8月31日(月)または1月31日(日)	北海道経営持続化臨時特別支援金お問い合わせセンター ☎011-350-7262
国	持続化給付金	売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者で、昨年1年間の売上げからの減少分を上限とし、 法人に最大200万円、個人事業者に最大100万円 を給付します。 ▶申請期限 1月15日(金)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115570
国	特別貸付特別利子補給制度	融資後3年間までの金利負担が 無利子 となる特別貸付です。さらに民間金融機関による信用保証付き融資でも、当初3年間の金利負担が実質的に無利子になります。	中小企業金融相談窓口 ☎0570-783183

国(厚生労働省) 休業支援金・給付金 \ 労働者支援 /



国では、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給しています。

▶対象者
4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者

▶支援金額の算定方法

$$\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times \left(\frac{\text{各月の日数}}{30\text{日または}31\text{日}} - \text{就労したまたは労働者の事情で休んだ日数} \right)$$

①1日あたり支給額(11,000円が上限)

②休業実績

▶申請期限

休業期間	締め切り	必着
4~6月分	9月30日(水)	必着
7月分	10月31日(土)	必着
8月分	11月30日(月)	必着
9月分	12月31日(木)	必着

▶問合せ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
☎0120-221276

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援制度について紹介します。
問合せ
静内庁舎まちづくり推進課
☎49-0293(直通)

新型コロナウイルス感染症 関連支援制度



町独自 経営環境改善補助事業 \ 事業者支援 /

町では、中小企業者に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式に基づく環境整備や、新たなビジネスモデルの構築に取り組む経費の一部を補助します。

▶対象者

町内に事業所(店舗)を有し、事業運営を行っている中小企業の方で、今後も継続する見込みがある法人または個人の事業者。ただし、町税を滞納している方は対象になりません。

▶対象事業

- 次の①から③に掲げる事業で、町内業者により4月1日以降に着手し、1月31日までに完了するもの
- ①衛生環境を改善するための改修や備品整備
 - ②換気を向上させるための改修や備品整備
 - ③密集や接触を避けるための改修や備品整備
- (例)・換気改善のためサーキュレーターを購入
・外気換気機能付きエアコンの整備
・店内をパーティションで間仕切り など

※ただし、汎用性の高い事務機器(パソコンやプリンタ、コピー機など)の購入や更新は対象外です。また、国や道、町などの補助制度の対象になる事業は除きます。

▶補助額

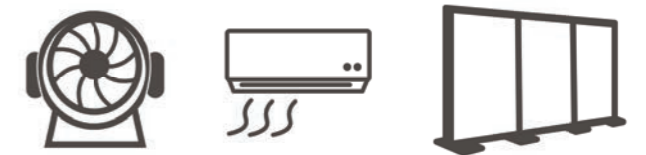
補助対象経費のうち5万円を控除した額の3/4を上限とし、**最大50万円**を補助します。

▶申請期間

9月1日(火)から12月30日(水)まで

▶問合せ

静内庁舎まちづくり推進課
☎49-0293(直通)



国(経済産業省) 家賃支援給付金 \ 事業者支援 /



国では、緊急事態宣言の延長などにより、売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金として、**法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円**を支給しています。

▶対象者

- 次の①、②、③の全ての条件を満たす事業者
- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 - ②5月から12月までの売上高が、1か月で前年同月比で50%以上減少した事業者、または連続す

る3か月の合計により前年同期比で30%以上減少した事業者

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払いしている事業者

▶申請期限

1月15日(金)

▶問合せ

家賃支援給付金コールセンター
☎0120-653930

